

国の教育振興基本計画

◆第3期 教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)
 ○計画の期間 平成30年度～平成34年度
 ○5つの基本的な方針と教育政策の目標

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
 - (1) 確かな学力の育成
 - (2) 豊かな心の育成
 - (3) 健やかな体の育成
 - (4) 問題解決・解決能力の修得
 - (5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
 - (6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
 - (7) グローバルに活躍する人材の育成
 - (8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
 - (9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
 - (10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
 - (11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
 - (12) 職業に必要な知識やスキルを生産を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
 - (13) 障害者の生涯学習の推進
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
 - (14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応
 - (15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供
5. 教育政策推進のための基盤を整備する
 - (16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
 - (17) ICT利活用のための基盤の整備
 - (18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
 - (19) 児童生徒等の安全の確保
 - (20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
 - (21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

○計画に示されていること
 ・教育の普遍的な使命
 ・教育をめぐる現状と課題
 ・2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項
 ・今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

◆教育基本法
 (平成18年12月22日法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

長崎県の教育振興基本計画

◆第三期長崎県教育振興基本計画
 ○計画の期間 平成31年度～平成35年度
 ○目指す人間像
 ・創造性に富み、自立した人間
 ・いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
 ・郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間
 ・我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間

○基本テーマ
 ～長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり～
 ○人づくり
 子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き、豊かな心や自ららが直面する課題に柔軟かつたくましく対応する力を育成する
 ○学校づくり
 子どもたちや教職員が生き生きとした教育活動が展開できるよう、子どもたちの教育条件の向上や安心・安全の確保を図るとともに、学校や教職員が子どもたちと向き合い、信頼される学校を目指す
 ○地域づくり
 家庭や地域など県民を挙げて子どもたちを育み、ともに学び合い支え合うとともに、暮らしの中に文化やスポーツが溶け込んだまちづくり、いわゆる教育風土を醸成する

○基本的方向性と主要な施策

1. ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支え、国際社会の発展に貢献しようとする態度を育みます
 - (1) ふるさと教育の推進
 - (2) キャリア教育・職業教育の推進
 - (3) グローバル化に対応した教育の推進
 - (4) 子どもたちの体験活動の推進
 - (5) 平和教育の推進
2. 社会の変化に主体的に関わるための資質・能力を育み、一人一人の可能性を伸ばします
 - (1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成
 - (2) 校種間連携の促進
 - (3) 情報教育の推進
 - (4) 幼児教育の推進
 - (5) 特別支援教育の推進
 - (6) 修学支援の推進
3. 人生をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体を育みます
 - (1) 道徳教育の推進
 - (2) 人権教育の推進
 - (3) 子ども読書活動の推進
 - (4) 子どもたちの文化芸術活動の推進
 - (5) 体力の向上と学校体育の推進
 - (6) 健康教育の推進
 - (7) 食育の推進と学校給食の充実
4. 子どもの学びを支える魅力ある学校づくりを推進します
 - (1) 生徒指導・教育相談体制の充実
 - (2) 教職員の資質の向上
 - (3) 教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた取組の推進
 - (4) 子どもの安全確保対策の推進
 - (5) 安全で快適な学校施設の整備
 - (6) 県立学校改革の整備
5. 学校・家庭・地域が連携・協働し、総がかりで子育て等の課題に取り組む活力のある地域づくりを推進します。
 - (1) 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進
 - (2) 家庭教育支援の充実
6. 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進します
 - (1) 県民が生きがいを持って学ぶことができる学習環境の整備
 - (2) 社会教育の充実・活性化
7. 人生や地域に潤いと賑わいをもたらし文化・スポーツ活動を推進します
 - (1) 文化財の保存・活用と伝統文化の継承及び世界遺産・日本遺産の情報発信
 - (2) 県民の文化芸術活動の推進
 - (3) 生涯スポーツの推進
 - (4) 競技スポーツの推進
8. 魅力ある私立学校づくりを支援します
 - (1) 魅力ある私学教育の推進
9. 個性が輝く県立大学づくりを進めます
 - (1) 地域に根ざした魅力ある県立大学づくり

参酌

時津町教育振興基本計画

(教育振興基本計画策定委員会で協議・教育委員会が策定)

○第3期計画
 計画期間: 令和3～7年度

教育理念・目標

○基本理念
 「夢と志をいだし、ふるさと時津を拓く人づくり」をめざして

○基本目標
 1 広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。
 2 学校、家庭、地域がつながり、協働して地域全体の教育力を高めます。
 3 誰もが、いつでも主体的に学び、いきいきと暮らす生涯学習社会を推進

実施計画

I 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進
 1. 確かな学力の向上
 2. 豊かな心の育成
 3. 健やかな体の育成
 4. 学習の機会均等の確保
 5. 教職員の資質向上
 6. 安全・安心な学校づくりの推進
 7. 学校・家庭・地域等の連携・協働の推進

II 学びを支える質の高い教育環境の整備
 1. 安全・安心で快適な教育施設の整備
 2. 学びのセーフティネットの推進

III 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進
 1. 家庭教育支援の推進
 2. 青少年健全育成の充実

IV 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進
 1. 生涯学習活動の推進
 2. 読書活動の推進

V 郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進
 1. 歴史・伝統の保存・継承
 2. 芸術・文化の振興
 3. 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

参酌

具体策

時津町教育大綱

(教育総合会議で協議・町長が策定)

○基本目標
 1 広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。
 2 学校、家庭、地域がつながり、協働して地域全体の教育力を高めます。
 3 誰もが、いつでも主体的に学び、いきいきと暮らす生涯学習社会を推進します。

○具体的な施策
 ① 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進
 ② 学びを支える質の高い教育環境の整備
 ③ 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進
 ④ 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進
 ⑤ 郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 (昭和31年6月30日法律第162号)
 (大綱の策定等)
 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

時津町総合計画

●将来像
 生活都市とぎつ～誰もが住みたくなる町へ～

●テーマ
 ○快適で活力のあるまち
 1. にぎわいと住みやすさのあるまちを創る
 2. 活力と夢のあるまちを創る

○健やかで美しいまち
 3. 健やかで笑顔のあるまちを創る
 4. 安全で安心な美しいまちを創る

○人が育つ協働のまち
 5. 豊かな心と学びのあるまちを創る
 ①生涯学習・スポーツ
 生涯学習
 生涯スポーツ
 ②明日を担う青少年の育成
 家庭教育
 学校教育
 青少年健全育成
 幼児教育
 ③芸術・文化の振興と歴史・伝統の継承
 芸術・文化
 歴史・伝統

6. みんなの参加でまちを創る
 ①住民主体のまちづくり
 コミュニティ
 まちづくり
 ②誰もが平等に活躍できる環境
 男女共同参画
 人権尊重
 ③新たな交流の展開
 地域間交流
 国際化・国際交流
 ④社会変化に対応できる行財政

参酌